

仮称協同労働の協同組合法制定に関する意見書

今、地域のさまざまな課題を解決するため、行政だけでなく、住民自身の力に大きな期待がかかっている。そのような中で、地域に密着した公益性の高い活動がNPO（特定非営利活動法人）、協同組合、ボランティア団体などによって事業展開されている。この一つである協同労働の協同組合は、協同組合に参加する人すべてが協同で出資し、協同で経営し、協同で働く形をとっており、働くことを通じて人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティーの再生を目指す活動を続けている。

しかし、現在、この協同労働の協同組合には法的根拠がないため社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題がある。既に欧米では労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されている。国内でも協同労働の協同組合の法制度を求める取り組みが広がり、1万を超える団体がこの法制度化に賛同し、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まっている。

だれもが希望と誇りを持って働く、仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティーをつくる、人とのつながりや社会とのつながりを感じる、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が社会的連帯の中で仕事を興し、社会に参画する道を開くものである。

よって政府におかれては、仮称協同労働の協同組合法を速やかに制定されるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年12月17日

尼崎市議会議長

関係大臣あて